

## 士規七則

毅甫加冠に贈る (野山獄文稿 安政二年、二十六歳)

冊子を披繙すれば、嘉言林の如く躍々として人に迫る。顧ふに人読まず。即し読むとも行なわず。苟に読みてこれを行はば、則ち千萬世と雖も得て尽くす可からず。噫、復何をか言わん。然りと雖も、知るところ有りて言わざること能はざるは人の至情なり。古人これを古に言い、今我諸を今に言ふ。また何ぞ傷まん。士規七則を作る。

一、凡そ生まれて人たらば、宜しく人の禽獸に異なる所以をしるべし。蓋し人には五倫あり、而して君臣父子を最も大なりと為す。故に人の人たる所以は忠孝を本と為す。

一、凡そ皇国に生まれては、宜しく吾が宇内に尊き所以を知るべし。蓋し皇朝は万葉一統にして邦国の士夫世々禄位を襲ぐ、人君は民を養い以て祖業を続ぎたまひ、臣民は君に忠にして以て父志を継ぐ。君臣一体、忠孝一致、唯吾が国のみ然りと為す。

一、士道は義より大なるは莫し、義は勇に因りて行われ、勇は義に因りて長ず。一、士行は質実にして欺かざるを以て要となし、巧詐を以て過を文るを恥と為す。公明正大、皆これより出ず。

一、人は古今に通ぜず、聖賢を師とせざれば則ち鄙夫なるのみ。書を読み友を尚ぶは君子の事なり。

一、徳を成し材を達するに、師恩友益は多きに居る。故に君子は交遊を慎む。  
一、死而後已の四字は、言簡にして義広し。堅忍果決にして確乎として抜くべからざるものは、是を舍きて術なきなり。

右士規七則は、約して三端を為す。曰く、志を立つるは万事の源為り、交を択びては以て仁義の行を輔く、書を読み以て聖賢の訓を稽ふと。士苟にここに得る有らば、亦以て成人と為す可し。

## 用語解説

毅甫きほ 従弟の玉木彦介。 披繙ひはん 書物を読む、ひもとく。

嘉言林かげん の如く 立派な言葉が沢山ある。

躍々やくやく として 勢いよく。 千万世せんまんせい と雖も得て尽くすべからず (嘉言の實踐は) 千万代せんまんだい かつても行い尽くすことは出来ない。

何をか言はん 何とも言いようがない。

言わざること能はざるは、人の至情なり 言わないわけにはいかないのが人情である。  
亦何ぞ傷まん またどうして思いわずらうことがあるう。

禽獸きんじゅう 鳥や獸。 所以 理由。 蓋し おおかた。

五倫 人間の守るべき最も大切な五つの道。 君臣、親子、夫婦、長幼、朋友の間に存

する人の道。 皇国、皇朝こうこく こうちゆう 日本。 忠孝しゅんけん 主君しゅんくん に対する忠義ちゅうぎと親ちかに対する孝行こうぎょう。

宇内うだい 世界せかい。 萬葉一統まんよういつとう 万世一系ばんせいいつけい のこと。 同一の血統けつとう が永遠えいゑん に続くこと。

邦国ほうこく 日本。 士夫しふ 臣下しんか、武士ぶし。 禄位ろくゐ 俸禄ほうろく と官位くわんゐ。

祖業そぎょう 祖先そぜん が開いた事業じぎょう。 義ぎ 人間にんげん が守るべき義ぎ しき道みち。

質実欺あつじ かざる 正直しゅじき、誠実まこと、嘘うそ、偽りいつはり がないこと。

巧詐過こうさあやまち を文かぎる 嘘うそ をつき偽いつはり ること、ごまかすこと。

光明正大こうめいせいだい 心こころ に少しのやましさも暗くら さもなく、言動げんどう は正ただ しく大きい。

古今ここん に通とお ぜず 歴史れきし を知らぬこと。 聖賢せいけん 孔子こうし や孟子まうし。

鄙夫ひふ 取るに足らぬつまらぬ人物にんぶつ。 尚友しょうゆう 昔むかし の賢人けんじん を友とも とすること。

徳な を成せい し材ざい を達たつ する 人格じんかく を磨とぎ き高たか めて立派りっぺい な人物にんぶつ になること。

君子くんし 立派りっぺい な人間にんげん 交游こうゆう 交遊かうゆう 死し 而して 後のち 已やむ 死し ぬ時とき まで一ひと 生力せいりき を尽つく すこと。

義ぎ 広ひろ し 意味いみ が深ふか い。 堅忍果決けんんにんかけつ 意志いし が強つよ く忍耐力にんぱうり があり果斷かたん なこと。

確固かくこ として抜ぬ くべからざるもの しっかりとして動うご かすことができないもの。

術すべ やり方かた、方法かた。 成人せいじん 人格じんかく、教養きやうやう の完成かんせい した人ひと。

約やく して三端さんたん と為な す 要約ようやく して三つの実践項目じっせんこうむ にまとめる。 即ち、立志りっし、択交たくこう、読書よみかき。

仁義にぎ の行な を輔たす く 仁しん (親愛しんあい) と義ぎ (道理どうり) に基づいた、立派りっぺい な行為けいゐ の補助ほじよ とする。

聖賢せいけん の訓おしえ を稽かんが ぶ 聖賢せいけん の教おしえ えの現代げんたい 的意義いぎ を考かんが える。

## 解説

「土規七則」は、野山獄における思索の間に執筆したものを、叔父玉木文乃進の添削を経て成ったものであり、たまたま加冠を迎えた玉木の嫡男英彦介に、その大成を祈念して贈られた。

下田踏海の件で罪を得て囚徒と成った松陰である。だが、そこには一般の囚徒に見られる恥辱の思いとか罪の意識はなかった。逆に、その挙を「猛」と把えて「二十一回猛士の説」を綴り、また『幽囚録』においてはその挙が日本の国にとって不可欠で正当な行為であることを論証する松陰であった。こうした野山獄中での思索は、さらに人間の真の在り方、武士たる者の生き方の指針に思いを馳せることになった。「土規七則」はそうした過程で発想された。

第一則は、人間の人間たる所以を、第二則は皇国民の立場を、第三則と第四則は個人としての士道の在り方を述べ、第五則以下では士の道を確立するための心がけるべき事柄を記している。

なお、「右土規七則、約して三端と為す。」に始まる後文の「端」の語は端緒の端で物事のきつかけ、糸口を意味するもので「立志、択友、読書」の三者を持って七則を確実に自分のものにするための不可欠の端緒としてしていると解すべきであろう。

「土規七則」が松下村塾生達の指針とされたことは言をまたないが、戦前の男子中等学校の中には、これを生徒の生活指針として活用したところも少なくなかったようである。

吉田松陰の名文・手紙を読む [【目次】](#) [ページへ戻る](#)

[吉田松陰.com](http://yoshida-matsukage.com/toppage/) [トップページへ](#)